

昭和三十一年法律第二百二十三号
家畜取引法

目次

- 第一次 総則（第一条・第二条）
- 第二次 家畜市場についての登録（第三条—第十一条）
- 第三次 家畜市場についての規制（第十二条—第十八条の二）
- 第四章 地域家畜市場の再編整備（第十九条—第二十六条の二）
- 第五章 雜則（第二十七条—第三十二条）
- 第六章 罰則（第三十三条—第三十七条）
- 附則

第一章 総則

（目的）
（登録簿）

第一条 この法律は、家畜市場等における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度の規制並びに地域家畜市場の再編整備を促進するために必要な措置を定めることによりて、家畜の流通の円滑を図り、もつて畜産の振興に寄与することを目的とする。（定義）

第二条 この法律において「家畜」とは、牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。

- 1 この法律において「家畜取引」とは、家畜の売買又は交換をいう。
- 2 この法律において「家畜市場」とは、家畜取引のために開設される市場であつて、つなぎ場及び売場を設けて定期に又は継続して開場されるものをいう。
- 3 この法律において「地域家畜市場」とは、家畜が生産される地域内に設けられる家畜市場であるをいう。
- 4 この法律において「家畜市場」または、家畜が生産される地域内において生産される家畜についての家畜取引のために開設されるものをいう。

第二章 家畜市場についての登録

第三条 家畜市場は、その所在地を管轄する都道府県知事の行う登録を受けた者でなければ開設し、又は運営してはならない。（登録の申請）

第四条 前条の登録を受けようとする者は、農林水産省令で定める手続により、業務規程を定め、これを登録申請書に添え、その家畜市場の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の業務規程には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 家畜市場の位置
- 二 取り扱う家畜の種類
- 三 開場の期日及び時間
- 四 家畜取引の開始前及び終了後に公表する事項並びに公表の方法
- 五 家畜市場の位置を他の都道府県の区域内に移転する事項
- 六 徴収する料金の種類及び金額並びに徵収の方法
- 七 予納金に関する事項
- 八 代金及び交換差金の決済の方法
- 九 家畜の受渡しの方法
- 十 仲立業者に関する事項
- 十一 違約の場合の処置
- 十二 その他農林水産省令で定める事項（登録の基準）

第五条 都道府県知事は、第三条の登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は業務規程がこの法律の規定に違反するときは、同条の登録をしてはならない。

- 一 第十八条の規定により登録が取り消された者で、その取消しの日から二年を経過しないもの
- 二 家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第七条第二項第一号に掲げる場合に該当して同項の規定により免許が取り消された者で、その取消しの日から二年を経過しないもの
- 三 拘禁刑以上の刑に処せられた者又はこの法律、家畜商法若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の規定に違反して罰金に処せられた者で、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から二年を経過しないもの
- 四 法人で、当該業務を執行する役員のうちに前三号のいずれかに該当する者があるもの
- 五 家畜市場を開設し、及び運営するのに必要な資力信用を有しない者

第六条

第三条の登録は、家畜市場登録簿に次の各号に掲げる事項を登載して行うものとする。

- 一 登録を受ける者の氏名又は名称及び住所
- 二 登録を受ける者が法人である場合にあっては、その代表者及び当該業務を執行する役員の氏名
- 三 家畜市場の名称
- 四 登録年月日
- 五 業務規程

（登録証の交付等）

第七条 都道府県知事は、第三条の登録をしたときは、遅滞なく、当該登録を受けた者に対し、登録番号及び前条第一号から第四号までに掲げる事項を記載した登録証を交付しなければならない。

- 1 都道府県知事は、第五条の規定により登録をしない旨を決定したときは、遅滞なく、その申請者に対し、登録をしない理由を記載した文書をもつて、その旨を通知しなければならない。
- 2 登録証の備付

第八条 第三条の登録を受けた者（以下「開設者」という。）は、家畜市場を開場する場合には、登録証を当該家畜市場内に備え付けて置かなければならない。（届出等）

第九条 開設者は、第六条各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から二週間以内に、農林水産省令で定める手続により、当該都道府県知事に、変更があつた事項及び変更の年月日を届け出るとともに、変更のあつた事項が登録証の記載事項に該当する場合にあつては、その書換交付を申請しなければならない。

- 1 登録証を滅失し、又は汚損した者は、農林水産省令で定める手続により、当該都道府県知事にその旨を届け出て、その再交付を申請しなければならない。
- 2 開設者が死亡し、又は解散したときは、その相続人又は清算人（開設者たる法人の解散が合併によるとときは、その業務を執行する役員であつた者、破産手続開始の決定によるときは、その破産管財人）は、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第十一条 開設者は、家畜市場を廃止したときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

（登録の失効）

2 次の各号の一に該当するときは、第三条の登録は、その効力を失う。

- 一 前条の規定による届出があつたとき。
- 二 家畜市場の位置を他の都道府県の区域内に移転したとき。

第三章 家畜市場についての規制

（公表事項）

第十二条 開設者は、家畜市場において家畜取引の目的物とする家畜につき、その家畜取引が開始されるまでに、年齢、性別その他農林水産省令で定める事項を公表しなければならない。

2 開設者は、家畜市場の開場日における毎日の家畜取引の頭数及び価格を、農林水産省令で定めるところにより、その翌日までに公表しなければならない。

(獣医師による検査)

第十三条 開設者は、家畜市場の開場日には、当該家畜市場に獣医師を配置し、家畜取引の当事者の要求があるときは、いつでもその獣医師に家畜が疾病にかかっているかどうかの検査を行わせなければならない。(施設の基準)

第十四条 一年間に農林水産省令で定める日数以上開場する家畜市場においては、開設者は、農林水産省令で定める基準に適合する構造の施設を設けなければならない。

(家畜の売買の方針)

第十五条 家畜市場において行う家畜の売買については、せり売又は入札の方法によらなければならぬ。ただし、特殊な資質を有する家畜の売買を行う場合その他せり売又は入札の方法によることが著しく不適当と認められる場合であつて、開設者が農林水産省令で定める手続により都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた場合においては、この限りでない。

(代金等の決済)

第十六条 家畜市場において行う家畜取引に係る売買代金又は交換差金の決済は、当該家畜市場の業務規程で定めるところにより、開設者を経てしなければならない。

2 前項の決済に関する事務は、開設者自ら行わなければならない。
(不正行為の禁止)

第十七条 家畜市場において家畜の買入を行おうとする者は、家畜市場における家畜のせり売又は入札につき、公正な価格が成立することを阻害する目的で、又は不正の利益を得る目的で、談合してはならない。

第十八条 都道府県知事は、開設者が第五条第二号から第五号までの一に該当するに至つたときは、第三条の登録を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、開設者が次の各号の一に該当するときは、一年以内の期間を定めて当該家畜市場の開場の停止を命じ、又は第三条の登録を取り消すことができる。
一 この法律、この法律に基く命令又は業務規程に違反したとき。
二 特別の理由がなく引き続き一年以上当該家畜市場を開場しないとき。

第十八条の二 都道府県知事は、家畜取引を業とする者が第十五条の規定に違反したときは、その者に対し、一年以内の期間を定めて、その者が違反行為をした家畜市場における家畜取引の業務の停止を命ずることができる。

第四章 地域家畜市場の再編整備

(市場再編整備地域の指定)

第十九条 都道府県知事は、家畜が生産される地域であつて、その区域内に開設されている地域家畜市場の数がその区域内における家畜の生産状況及び取引状況からみて過当であり、その区域内における畜産の振興を図るためにこれらの地域家畜市場の再編整備を行うことが必要であると認められる一定の区域を、当該地域家畜市場の開設者からの申請に基いて、市場再編整備地域として指定することができる。

2 前項の規定による指定は、その区域が次に掲げる要件を備え、かつ、次条第一項の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定のために照らして必要かつ適当で、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合は、
一 その区域内には、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会及び中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)第七条第一項各号に掲げる中小企業等協同組合以外の者が開設者となつている地域家畜市場が開設されていないこと。
二 その区域内に開設されている地域家畜市場の最近一年間ににおける一市場当たりの家畜取引の頭数が政令で定める最低基準に達せず、この事態を放置するとすれば当該地域家畜市場の家畜取引における適正な価格の形成が阻害され、その結果その区域内において家畜を生産する農業者に著しい損失をもたらすおそれがあること。

(市場再編整備計画)

第二十条 地域家畜市場の開設者は、前条第一項の申請をするには、農林水産省令で定める手続により、同項の規定による指定を受けようとする区域内に開設されている他のすべての地域家畜市場の開設者と協議の上、その同意を得て、当該区域に係る市場再編整備計画を定め、これを申請書に添え都道府県知事に提出しなければならない。

2 前項の市場再編整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 再編整備の目標

2 前項の市場再編整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

二 再編整備により存続し、又は新設する地域家畜市場の名称及び位置並びに存続の場合にあつては開設者、新設の場合にあつてはその地域家畜市場に係る第三条の登録を受けるべき者の氏名又は名称及び住所

3 再編整備により廃止する地域家畜市場の名称及び位置、開設者の氏名又は名称及び住所並びに廃止の時期

四 再編整備の目標を達成するのに要する期間

5 再編整備により存続し、又は新設する地域家畜市場の事業目論見

6 再編整備により存続し、又は新設する地域家畜市場の業務規程案その他業務運営の方法

七 その他農林水産省令で定める事項

3 前項第四号の期間は、当該再編整備の目標を達成するために必要な最短の期間としなければならない。

4 地域家畜市場の開設者は、他の地域家畜市場の開設者との間に第一項の規定による協議がとのわないのであるときは、農林水産省令で定める手続により、都道府県知事に対し、助言、あつせんその他必要な援助を求めることができる。

5 前項第四号の期間は、当該再編整備の目標を達成するために必要な最短の期間としなければならない。

6 地域家畜市場の開設者は、他の地域家畜市場の開設者との間に第一項の規定による協議がとのわないのであるときは、農林水産省令で定める手続により、都道府県知事に対し、助言、あつせんその他必要な援助を求めることができる。

(再編整備に係る勧告)

第二十二条 都道府県知事は、第十九条第一項の地域家畜市場の再編整備を行なうことが必要であると認められる一定の区域であつて、その区域内に開設されている地域家畜市場の開設者からの申請があるとすれば同条の規定により市場再編整備地域として指定することができると認められるものがある場合において、当該地域家畜市場の再編整備を促進することがその区域内における畜産の振興と農業経営の安定のために特に必要であると認められるときは、当該地域家畜市場の開設者に対し、同項の申請をすべき旨の勧告をすることができる。

(指定の手続及び報告)

第二十三条 都道府県知事は、第二十条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、

1 第十九条第一項の規定による指定をしようとするときは、農林水産省令で定める手続により、指定をしようとする区域及び市場再編整備計画につき、関係地方公共団体及び家畜の生産者又は家畜商の組織する法人で当該再編整備に利害関係を有するものの意見を聴かなければならない。

2 都道府県知事は、第十九条第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、指定をした区域及び市場再編整備計画を農林水産大臣に報告するよう努めなければならない。

(市場再編整備計画の変更)
第二十二条 市場再編整備計画に基いて再編整備を行う地域家畜市場の開設者は、その市場再編整備計画を変更しようとするときは、第二十条第一項及び第四項の例により都道府県知事に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、変更後の市場再編整備計画がその区域内における畜産の振興と農業経営の安定のために照らして必要かつ適当であり、かつ、その再編整備の目標を達成する見込が確実であると認められる場合でなければしてはならない。

3 前項の規定は、第一項の承認について準用する。

(指定の解除)

第二十三条 都道府県知事は、次の各号の一に該当する場合には、市場再編整備地域の指定を解除しなければならない。

一 市場再編整備計画に基いて再編整備を行う地域家畜市場の開設者のすべてから当該市場再編整備地域の指定の解除の申請があつたとき。
 二 市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた再編整備の目標が達成されたとき。
 三 市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた再編整備の目標を達成することができないと認められるとき。
 (指定等の告示)

第二十四条 第十九条第一項の規定による指定及び前条の規定による指定の解除は、告示をもつてしなければならない。

第二十五条 都道府県知事は、第十九条第一項の規定による指定に係る前項の告示をする際、あわせて当該市場再編整備地域に係る市場再編整備計画に定められた第二十条第二項第一号から第四号までの事項を告示しなければならない。

第二十六条 都道府県知事は、前項の規定により告示した事項につき、第二十二条第一項の規定による変更の承認をしたときは、遅滞なく、当該変更に係る事項を告示しなければならない。

第二十七条 都道府県知事は、前条第一項の規定により第十九条第一項の指定に係る告示をした場合において、前条第二項の規定によりあわせて告示した市場再編整備計画に定められた第二十条(開設等の制限)の期間(その期間につき前条第三項の規定により変更の告示をしたときはその変更合において、前条第二項の規定によりあわせて告示した市場再編整備計画に定められた第二十条(開設等の制限))内に、当該市場再編整備地域の区域内において地域家畜市場を開設しようとする者から第三条の登録の申請があつたときは、当該市場再編整備計画に基いて開設される場合及び当該申請に係る地域家畜市場が開設されるとしても当該市場再編整備計画に定める再編整備の目標を達成するためには支障がないと認められる場合を除き、その登録を拒否しなければならない。

第二十八条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、開設者又は第二十七条第一項の規定による届出をした者に対し、その業務又は家畜取引の状況に關し報告をさせることができる。

第二十九条 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、開設者の事務所、家畜市場又は第二十七条第一項の規定による届出に係る市場に立ち入り、業務の状況又は帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

第三十条 都道府県知事は、前項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第三十一条 この法律の規定による処分又はその不作為についての審査請求に対する裁決は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)第二十四条の規定により当該審査請求を却下する場合を除き、審査請求人に対し、相当な期間をおいて予告をした上、同法第十一条第二項に規定する審理員が公開による意見の聴取をした後にしなければならない。

第三十二条 前項の意見の聴取に際しては、審査請求人及び利害関係人は、その事案について証拠を提出し、意見を述べることができる。

第三十三条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、そ

第三十四条 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に

一 その他農林水産省令で定める事項
 2 第十二条の規定は、前項の規定による届出をした者について準用する。この場合において、同条中「家畜市場」とあるのは、「第二十七条第一項の規定による届出に係る市場」と読み替えるものとする。
 (家畜市場の開場日等における市場外取引の制限)
第二十七条の二 家畜取引を業とする者は、家畜市場の開場日並びにその前日及び翌日(開場日が二日以上継続するときは、その開場日並びにその初日の前日及び末日の翌日)には、当該家畜市

場からおおむね千メートル以内の周辺の区域内で都道府県知事の指定する場所において、当該家畜市場において取り扱う種類の家畜についての家畜取引を行なつてはならない。ただし、都道府県知事の許可を受けた場合は、この限りでない。
 2 前項の規定による場所の指定は、当該家畜市場の業務の健全な運営を確保するために必要な最少限度のものにつき、しなければならない。
 3 第一項の規定による場所の指定は、告示をもつてしなければならない。

第三十一条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。ただし、その契約の相手方が家畜取引を業とする場合は、この限りでない。

第三十二条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。ただし、その契約の相手方が家畜取引を業とする場合は、この限りでない。

第三十三条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第三十四条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第三十五条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第三十六条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第三十七条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第三十八条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第三十九条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十一条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十二条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十三条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十四条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十五条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十六条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

第四十七条 家畜取引を業とする者は、売買若しくは交換の契約(家畜市場及び第二十七条第一項の規定による届出に係る市場における家畜取引に係るもの)に基いて牛若しくは馬を引き渡す場合又は委託契約に基いて買い入れ、若しくは交換した牛若しくは馬をその委託者に引き渡す場合には、その家畜につき、年齢、性別、価格その他農林水産省令で定める事項を記載した書類を作成し、これを、その家畜の引渡の際、その契約の相手方に交付しなければならない。

- 一 第十二条（第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、第十三条又は第十四条の規定に違反した者
- 二 第二十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第二十九条第一項又は第十六条第一項の規定による報告をせしめ、妨げ、又は虚偽の報告をした者
- 四 第二十九条第一項の規定による報告をせしめ、妨げ、又は虚偽の報告をした者
- 五 第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十九条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は虚偽の報告をした者
- 第三十五条 次の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
- 第三十六条 第八条又は第二十八条の規定に違反した者は、一万円以下の罰金に処する。
- 第三十七条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前四条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則 抄

- 1 この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。
- 2 当分の間、家畜市場の一の開場日において家畜取引の目的物とすべき家畜の頭数がその家畜市場の売場施設の状況からみて著しく過多と認められる場合は、第十五条の規定にかかわらず、あらかじめ、開設者が農林水産省令で定めるところにより都道府県知事の許可を受けて業務規程をもつて定めた売買の方法によることができる。
- 3 前項の許可には、条件を附することができる。
- 4 前項の条件は、家畜市場における公正な家畜取引及び適正な価格形成を確保するために必要な最少限度のものに限り、かつ、当該開設者に不当な義務を課すこととなるものであつてはならない。
- 5 前項の条件は、公布の日から起算して九十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 6 この法律は、改正前の同項の規定によつてしたものとみなす。
- 7 この法律は、改正後の同項の規定によつてしたものとみなす。
- 8 この法律は、改正後の同項の規定によつてしたものとみなす。
- 9 この法律は、改正前の同項の規定によつてしたものとみなす。
- 10 この法律は、改正前の同項の規定によつてしたものとみなす。
- 11 この法律は、昭和三十六年一月一日法律第一七三号）抄
- 12 この法律は、昭和三十七年九月十五日法律第一六一號）抄
- 13 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。
- 14 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政手続の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政手続の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。
- 15 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。
- 16 この法律の施行前に提起された訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。
- 17 第三項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。
- 18 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。

9 8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
前八項に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

第一条（施行期日） 附 則（昭和五三年七月五日法律第八七号）抄

（施行期日） 附 則（昭和六〇年七月一二日法律第九〇号）抄

（施行期日） 附 則（昭和六一年一二月二六日法律第一〇九号）抄

（施行期日） 附 則（昭和五四年五月二日法律第八九号）抄

（施行期日） 附 則（平成五年一月一二日法律第八九号）抄

（施行期日） 附 則（平成一一年七月一六日法律第八七号）抄

- 第一条 この法律は、公布の日から施行する。
- 第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合には、当該諮詢その他の求めに係る不利益处分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
- 第四条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聴聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合には、当該諮詢その他の求めに係る不利益处分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
- 第五条 この法律の施行前にされた行政手続の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 第六条 この法律の施行前にされた行政手續の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる期間は、この法律の施行の日から起算する。
- 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 第二条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（不服申立てに関する経過措置）
第一百二十三条 附則第一百六十一条第一項の規定により上級行政庁があるものとみなして行政不服審査法
（同法第一百五十条の九第一項に係る部分（両議院の同意を得ることに係る部分に限る。）に限
る。）、第四十条中自然公園法附則第九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に
限る。）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）
並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条
の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書
第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、
第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日

第二百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ
る。
(二つ目の品種告置の文句「(委託)」)

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定 公布の日
(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十四条 この附則に規定するも
する経過措置を含む。は、政令で

の規定を適用することとされる場合における審査請求については、第二百五十二条の規定による改正前の肥料取締法第三十四条第二項の規定、第二百五十七条の規定による改正前の漁船法第二十七条の規定、第二百六十二条の規定による改正前の森林法第十条の十一の五第一項後段、第

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようとするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から奨励を加え、適

条の十一の六第三項並びに第百九十条第三項及び第四項の規定、第二百七十三条の規定による改正前の酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（以下この条において「旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律」という。）第十五条の規定並びに第二百七十六条の規定による改正前の家畜取引法第三十一条第一項及び第三項の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。この場合において、旧酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第十五条中「第二条の二第五項の改令」で定

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的
と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の
を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ず
宜、適切な見直しを行ふものとする。

（國等の事務） 第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するもののほか、この法律の施行前
による審議会」とあるのは、「食料・農業・農村政策審議会」とする。

附則（平成二年二月二日法律第六〇号）抄
（施行期日）
第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

において、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第百六十一條において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に係る部分に限る）、第千三百五条、第千三百二十九条第一項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

(処分、申請等に関する経過措置)
第一百六十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について)は、当該各規定。以下この条及び附則第一百六十三条において同じ。の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この条において「処分等の行為」という)又はこの法律の施行の際に見に文三前つとしぢつと見三にうるしにいとけん丁等の申請を了すもの(以下この条において「申請等の行為」とい

附則
(平成十六年六月二日法律第七六号)
抄
(施行期日)
第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号)。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。の施行の日から施行する。

現に改正前のそれぞれの法律の規定によつてさされてゐる諸可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に規定する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

(罰則の適用等に関する経過措置)
第十二条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によりなお従前との例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2 様の法律による改正前のそれぞれの法律の規定により國又は地方公共團體の機關に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共團體の相當の機関に對して報告、届出、提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(政令への委任)
第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（不服申立てに関する経過措置）
第一百六十一條 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下こ

(罰則に関する経過措置)
第十条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対

の条において、「处分分庁」という。に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁（以下この条において「上級行政庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第十一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）の施行の日から施行する。

(経過措置の原則)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものと含む。）の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起された処分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴えを提起することができないこととされるものの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

3 不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第十条 附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日